

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高校生等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高校生等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高校生等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務
②事務の概要	・私立高等学校等に在学している生徒等で、その保護者等が大分県内に住所を有する者に対し、大分県私立高校生等奨学給付金支給要綱に基づいて、保護者等の所得が一定基準以下の場合に支給するもの。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 大分県私立高校生等奨学給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部学事・私学振興課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県総務部県政情報課情報センター 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県総務部学事・私学振興課 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-3078
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力する局面では特定個人情報情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行っており人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	--

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育 啓蒙	「 上分に行 ている 」	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている
--------------	--------------	--------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	学事・私学振興課側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末・職員・参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。また、アクセスの権限の所持者には離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	基礎項目評価書	—	新様式への変更		
令和7年12月26日	I -3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項 準法定事務主務省令の表の8の項 番号利用条例別表第一の5の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 8の項	事後	
令和7年12月26日	I -4-② 法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項	事後	